

告 示

埼玉県告示第九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十条第一項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の制定を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 秩父漁業協同組合共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

秩父漁業協同組合

埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一

ロ 漁業権の免許番号

共第一号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

秩父漁業協同組合共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、秩父漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ及びなますをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第15条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第10条各項又は第11条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場所で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
ます類	荒川（皆野町地先日野沢川合流点から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域）	1月1日から12月31日まで

(尾数の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、1人1日当たりそれぞれエ欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	エ 尾 数
ます類	荒川（秩父市地先巴川橋から長瀬町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの区域。ただし、第3条表中に掲げる区域を除く）	10月1日から翌年2月末日まで	3尾

(漁具・漁法の制限)

第5条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、投網、置ばり、やす突及び釣

りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
投網	円周20m未満
釣り	道糸2本以内

- 3 あゆについては、第6条に規定する遊漁期間で組合が定めて公表した期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。
- 4 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。
- 5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- 第6条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては、秩父市地先巴川橋から長瀬町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの荒川及び第8条第2項の特設釣区においては、1月1日から12月31日まで
わかさぎ	9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公表した期間
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、なます	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
吉田川(秩父市上吉田、合角ダム上流200mから下流300mまでの区域)	1月1日から12月31日まで

浦山川（秩父市荒川久那、浦山ダム上流 200 m から下流 300 m までの区域）	
荒川（秩父市大滝、二瀬ダム上流 200 m から下流 300 m までの区域）	
中津川（秩父市中津川、滝沢ダム上流 400 m から下流 300 m・貯砂ダム上下流 300 m までの区域）	
牛喰沢	
永井谷沢川	
大栗沢川	
ムジナ沢	
大若沢	
大山沢	
大ガマタ沢	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流 10 m から下流 10 m までの区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第 8 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
田野沢	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
三沢川（皆野町三沢、大堰から上流の区域）	
日野沢川（皆野町国神、日野橋から上流の支流を含む区域）	
赤平川（小鹿野町三山、田ノ頭頭首工（取水口）から上流の支流を含む区域）	
吉田川（秩父市下吉田、ふりの堰堤から上流の支流を含む区域）	
阿熊川（支流を含む）	
薄川（支流を含む）	
小森川（小鹿野町両神小森、小森堰堤から上流の支流を含む区域）	
定峰川（秩父市定峰、定峰橋から上流の区域）	
大棚沢	

関ノ入谷	
生川	
横瀬川（横瀬町横瀬、滝の枕秩父用水（取水口）から上流の支流を含む区域）	
荒川（秩父市別所、秩父発電所放水口上流100mから下流200mまでの区域）	
浦山川（支流を含む）	
安谷川（支流を含む）	
谷津川	
贅川	
猪鼻沢	
荒川（秩父市荒川白久上サ、白川橋から上流の支流を含む区域）	

2 次の表に掲げる特設釣区においては、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

特設釣区の名称及び区域	
名称 大血川溪流観光釣場 区域 大血川（秩父市大滝字大血川地先の650mの区域）	
名称 入川溪流観光釣場 区域 荒川（秩父市大滝字入川地先の780mの区域）	
名称 中津川溪流観光釣場 区域 中津川（秩父市中津川地先の600mの区域）	
名称 浦山川溪流観光釣場 区域 浦山川（秩父市荒川久那地先の1300mの区域）	
名称 横瀬川溪流観光釣場 区域 横瀬川（横瀬町大字芦ヶ久保地先の600mの区域）	
名称 浦山広河原溪流観光釣場 区域 広河原谷（秩父市浦山字広河原3235番地の1地先の200mの区域）	

（全長制限）

第9条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル

こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第10条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日まで、「シーズン」とは10月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種。ただし、にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	投網、置ばり、やす突、釣り	1年	14,000
			1日	3,000 現5,000
溪流券	全魚種。ただし、あゆ、わかさぎを除く。にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	釣り	1年	9,000
			1日	2,500 現5,000
特乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	6,500
			1日	1,000 現2,500
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り(リール釣りを除く)	1年	4,000
			1日	400 現500
冬季にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類(にじますを除く)、わかさぎを除く。	釣り	シーズン	5,500
			1日(シーズンに限る)	2,000 現3,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者の遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、「シーズン」とは10月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種。ただし、に	投網、置ば	1年	11,000

	じますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	り、やす突、釣り	1日	2,400
溪流券	全魚種。ただし、あゆ、わかさぎを除く。にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	釣り	1年	7,500
			1日	2,000
特乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	5,000
			1日	800
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り(リール釣りを除く)	1年	3,000
			1日	300
冬季にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類(にじますを除く)、わかさぎを除く。	釣り	シーズン	4,500
			1日(シーズンに限る)	1,600

3 前2項の規定にかかわらず、18才以下は無料とする。

4 第8条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、前3項及び次条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公表した遊漁料の額及び納付の方法とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第11条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第12条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名(期間を1年とする遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第10条第1項及び第11条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第13条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第14条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第15条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に秩父漁業協同組合共第1号及び共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

二 埼玉中央漁業協同組合共第一号、共第四号及び共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第一号、共第四号及び共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第9条各項又は第10条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、うけ、四つ手網、投網、置ばり、あゆめがねかけ漁法及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1.5m以下
うけ	口径30cm以下
四つ手網	長辺3m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

- 3 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。
- 4 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から 12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは1月1日 から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、う なぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、 なまず	1月1日から12月31日ま で

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（深谷市永田、六堰上流100mから下流 200mまでの区域）	1月1日から12 月31日まで
星川（熊谷市鎌倉町、せいけい園の流れ出しから 熊谷市筑波、清水橋までの区域）	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(保護水面における制限)

第6条 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第18条第1項（保護水面の指定）の規定に基づく次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（寄居町末野、玉淀ダム上流端か ら寄居町寄居、正喜橋下流端までの区域）	1月1日から12月31日 まで

2 あゆについては、前項の規定にかかわらず、10月1日から10月31日まで
は、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第7条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（寄居町寄居、正喜橋下流端から東武東上線鉄 橋までの区域）	1月1日か ら12月31

荒川（熊谷市川原明戸、御正堰用水横断管渠から下流750mまでの区域）	日まで
荒川（熊谷市榎町、荒川大橋上流500mから下流1100mまでの区域）	
星川（行田市斎条、斎条堰から天籟橋までの区域）	
小山川（深谷市岡、砂田橋から橋南堰下流100mまでの区域）	
小山川（深谷市高島、新明橋上流100mから下流400mまでの区域）	
福川（熊谷市葛和田、落合橋下流の標識から下流500mまでの区域）	
切れ所沼（熊谷市小泉）	
荒川（寄居町寄居、東武東上線鉄橋から深谷市黒田、関越自動車道橋下流端までの区域）	4月1日から 7月31日まで

（全長制限）

第8条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、うけ、四つ手網、投網、置ばり、あゆめがねかけ漁法、釣り	1年	9,000
			1日	2,600
		釣り	1日	2,100

				現 2,600
ます類券	全魚種。ただし、 あゆを除く。	釣り	1年	6,000
			1日	1,000
乙種	全魚種。ただし、 あゆ、ます類を 除く。	釣り（リール釣りを 除く）	1年	3,500
			1日	500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第10条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

（3）遊漁承認証名

（4）発行者名

（5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第9条第1項及び第10条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

三 武蔵漁業協同組合共第二号及び共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

武蔵漁業協同組合

埼玉県東松山市大字上唐子五百八十八番地

ロ 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

武蔵漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号及び共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第9条各項又は第10条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
にじます	槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流300mまでの区域）	10月1日から翌年4月30日まで

(漁具・漁法の制限)

第4条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、うけ、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1m未満
うけ	口径30cm未満
四つ手網	長辺1.5m未満
投網	円周20m未満

やす突	船舶を使用しない
釣り	道糸 2 本以内

- 3 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期 間
さ手網、四つ手網	組合で定めて公表した日から9月30日まで及び11月1日から翌年2月末日まで
うけ	組合で定めて公表した日から翌年2月末日まで ただし、入間川、越辺川、都幾川、槻川においては、4月1日から5月15日までを除く
投網、やす突	組合で定めて公表した日から翌年2月末日まで
釣り	1月1日から12月31日まで

- 4 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。
- 5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- 第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで
ます類（にじますを除く）	3月1日から9月30日まで ただし、第3条の表イ欄に掲げる区域については5月1日から9月30日まで
ます類（にじますに限る）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれ

れイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（鴻巣市糠田、武蔵水路合流点上流100mから下流100mまでの区域）	1月1日から 12月31日まで

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第7条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
都幾川（東松山市下唐子、稻荷橋から上流100mまでの区域）	1月1日から12月31日まで
都幾川（ときがわ町玉川、玉川橋から上流の区域）、氷川、正法寺川、八木成沢、七重川、大羽根川、舟の沢、外川、陣場平川、橋倉川	
槻川（小川町下里、柳町橋上流100mから下流100mまでの区域）	
槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流300mまでの区域）	10月1日から翌年4月30日まで
槻川（小川町青山、青山堰上流10mから下流20mまでの区域）	1月1日から12月31日まで
槻川（小川町大塚、栃本堰上流20mから下流50mまでの区域）	
館川	
萩平川	
槻川（東秩父村坂本、落合橋から上流の区域）、オクマン沢、せぎり沢、春塚沢、細山川、丸塚沢、たかがや沢	
越辺川（東松山市早俣、落合橋から川島町吹塚、中山用水取水堰までの区域）	
越辺川（東松山市毛塚、高坂橋から坂戸市島田、	

島田堰までの区域)	
旧荒川（北本市石谷宿「石や下」）	
旧荒川（鴻巣市、北本市及び吉見町「明秋、釜虎」）	
三日月池（東松山市上押垂（都幾川旧川））	
明善谷沼（東松山市大谷）	

（全長制限）

第8条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種。ただし、にじますについては、第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間を除く。	さ手網、うけ、 四つ手網、投網、 やす突、釣り	1年	7,000
			1日	3,000 現3,500
		釣り	1日	1,500 現2,000
		釣り	1日	4,000
乙 種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	4,000
			1日	500 現1,000
		釣り（リール釣りを除く）	1日	400
冬季 にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類（にじますを除く）を除き、	釣り	1日	1,500 現2,000

	にじますは第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間に限る。			
--	---------------------------------	--	--	--

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第10条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、第9条第1項及び第10条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とな

る行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に武蔵漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

四 埼玉西部漁業協同組合共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉西部漁業協同組合

埼玉県日高市横手六百三十九番地

ロ 漁業権の免許番号

共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉西部漁業協同組合共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉西部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまぜをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1m未満
四つ手網	長辺1.5m未満
投網	円周20m未満
やす突	船舶を使用しない
釣り	道糸2本以内

3 11月1日から翌年7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

4 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月15日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
越辺川（坂戸市沢木、関越自動車道橋から坂戸市東和田、樋の口橋上流赤城堰までの区域）	1月1日から12月31日まで
鳩川（鳩山町石坂、重郎橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（鳩山町今宿、今川橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町川角、大類堰から上流250mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町西戸、西戸堰から上流200mまでの区域）	
越辺川（越生町如意、如意堰から上流150mまでの区域）	
麦原川	
龍ヶ谷川	

三滝川、顔振川	
高麗川（坂戸市浅羽、関越自動車道橋から坂戸市粟生田、粟生田堰までの区域）	
高麗川（坂戸市四日市場、東武越生線鉄橋から坂戸市森戸、森戸橋下堰までの区域）	
高麗川（坂戸市多和目、城西大学下多和目三号堰から上流1000mまでの区域）	
高麗川（日高市新堀、金剛寺淵上流100mから下流100mまでの区域）	
高麗川（日高市高麗本郷、日向公会堂前から日高市台、鹿台橋下流堰堤までの区域）	
高麗川（飯能市坂石、坂石橋から吾野駅前橋までの区域）	
高麗川（飯能市吾野、北川合流点から上流の区域）	
権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢、タツマ谷	
長沢川、風影入、八徳谷、高山沢	
北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷、岩井沢	
大谷木川	
阿諏訪川	
毛呂川	
桂木川	
高麗川（飯能市白子、東橋から日高市横手、諏訪橋までの区域）	6月15日から 8月14日まで
高麗川（飯能市吾野、北川合流点から間野、畑井堰堤までの区域）	

（全長制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	7,000
			1日	3,000 現3,500
		釣り	1日	1,500 現2,000
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。		1年	4,000
			1日	500 現1,000

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。ただし、中学生はあゆ、ます類を除く魚種を釣り（リール釣りを除く。）により遊漁する場合は無料とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するも

のとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉西部漁業協同組合共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

五 入間漁業協同組合共第二号及び共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

ロ 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号及び共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、投網、釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
投網	円周20m未満
さ手網	間口1m未満
釣り	道糸3本以内

- 3 あゆについては、組合で定めて公表した日から7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。
- 4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで

ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは、第6条第2項に掲げる特設釣区から下流の有間川及び飯能市小瀬戸地先小瀬戸頭首工から下流の入間川においては1月1日から12月31日まで
わかさぎ	9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公表した期間
かじか	5月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間は釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
入間川（飯能市小瀬戸、扇橋から小瀬戸頭首工までの区域）	1月1日から 12月31日まで
入間川（笹井堰堤上流100メートルから下流200メートルまでの区域）	
中沢（飯能市南、第2堰堤から上流の区域）	
山中沢	
桜久保入	
蕨入	
有間川（飯能市上名栗、有間ダム流木止めから堰堤下流300メートルまでの区域）	
白岩沢（飯能市下名栗、鋼管工業から上流の区域）	
穴沢川	
湯の沢川	
湯ノ沢	
釜ノ入沢	
蕨入川（飯能市上名栗、蕨入堰から下流200メートルまでの区域）	

2 魚類の保護のため、組合が造成し標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示の期間中は遊漁してはならない。

3 魚類保護のため、魚道の上流5メートルから下流5メートルまでの区域においては、遊漁してはならない。

(釣り専用区等)

第6条 この漁場区域内で次表ア欄に掲げる区域においてはイ欄に掲げる期間中は、釣り以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間
霞川	1月1日から12月31日まで ただし、入間川（有間橋から開運橋までの区間、鹿の戸堰から石原橋までの区間、中橋から新豊水橋までの区間）にあつては、10月第2土曜日から10月31日までの期間を除く
入間川（狭山市広瀬東、広瀬橋から田島屋堰までの区域）	
入間川（狭山市根岸、豊水橋下流堰堤から上流の全区域）	
成木川（飯能市下畑、両郡橋から下流の全区域）	
要害川及び唐沢	
中藤川及び中沢	
妻沢、小沢入川、和泉入沢川、湯基入川、炭谷川、柏木入川、人見入川、蕨入川、白岩沢川、山中沢川及び横倉入川	
有間川、白谷沢川、逆川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢	
不老川	

2 次の表のア欄に掲げる特設釣区においては、イ欄に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 特設釣区の名称及び区域	イ 漁具・漁法
名称 有間溪谷観光釣場 区域 飯能市大字下名栗字落合地先の有間川550メートルの区域	釣り

(全長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長

ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	投網、さ手網、釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。	釣り	1日	1,200 現2,000
特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する2分の1に相当する額とする。

3 第6条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、第8条各項及び第9条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公表した遊漁料の額及び納付の方法とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- （2）承認期間
- （3）遊漁承認証名
- （4）発行者名
- （5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）発行者名
- （4）その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁

者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

六 埼玉南部漁業協同組合共第二号、共第三号及び共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉南部漁業協同組合

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

ロ 漁業権の免許番号

共第二号、共第三号及び共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網（まち網を含む。以下同じ。）、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1m未満
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
-------	-------

あ ゆ	組合で定めて公表した日から 12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは1月1日 から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、う なぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、 なまず	1月1日から12月31日ま で

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
新河岸川（川越市城下町、新城下橋から川越市石 原町、石原橋までの区域）	1月1日から1 2月31日まで
伊佐沼（川越市伊佐沼、舟のり入れ禁止標識から 北区域）	
黒目川（朝霞市浜崎、岡橋から朝霞市田島、花の 木橋までの区域）	10月1日から 10月15日まで

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域において、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（志木市宗岡、秋ヶ瀬取水堰の上流100m から下流200mまでの区域）	1月1日から1 2月31日まで
新河岸川（川越市下新河岸、旭橋から川越市城下 町、新城下橋までの区域）	
九十川（川越市南田島、木の目橋から上流200 mまでの区域）	
びん沼川（さいたま市西区塚本町、砂塚橋から富 士見市南畑新田、南畑排水機場までの区域）	

新河岸川放水路（富士見市東大久保、三本木橋から上流の区域）	
丸堀（荒川、さいたま市西区西遊馬）	
山王沼（さいたま市西区二ツ宮）	
地蔵沼（さいたま市西区二ツ宮）	
旧荒川（桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から北地区）	毎月1日から毎月15日まで
旧荒川（桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から南地区）	毎月16日から毎月末日まで

（全長制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ゆ	10センチメートル、ただし、所沢市久米地先里橋から新座市大和田地先英橋の柳瀬川に限る
ます類	15センチメートル
こ い	18センチメートル
う な ぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	4,000
			1日	600

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを

除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(期間を1年とする遊漁承認証に限る。)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

七 児玉郡市漁業協同組合共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

児玉郡市漁業協同組合

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

ロ 漁業権の免許番号

共第四号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、児玉郡市漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網（すくい網を含む。以下同じ。）、四つ手網、投網及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1 m以下
四つ手網	長辺1.5 m以下
投網	円周20 m以下
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは1月1日か

	ら 1 2 月 3 1 日まで
わかさぎ	1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、なまず	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

2 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間は投網を使用して遊漁をしてはならない。

(禁止区域)

第 5 条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
小山川（美里町殿ヶ谷戸、関越道の橋から下流 5 0 0 m の砂防堰堤までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
備前渠川（本庄市大字久々宇、備前渠川第 3 樋管から下流 1 5 0 0 m までの区域）	
志戸川（美里町関、関越道の橋から下流 5 0 0 m の砂防堰堤までの区域）	
間瀬川（間瀬湖を含む）	

(全長制限)

第 7 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	1 5 センチメートル
こ い	1 8 センチメートル
うなぎ	2 6 センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 8 条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の 1 年とは 3 月 1 日から翌年 2 月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱

ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、釣り	1年	6,000
			1日	800 現1,000
乙種	全魚種。ただし、ます類、わかさぎを除く。	釣り	1年 (第一間瀬湖を除く)	3,000
			1日	500 現700

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。ただし、中学生は釣りによる遊漁の場合に限り無料とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

八 埼玉県北部漁業協同組合共第五号及び共第六号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉県北部漁業協同組合

埼玉県加須市騎西五十一番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第五号及び共第六号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉県北部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号及び共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
四つ手網	間口1.5m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

3 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

4 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじ	1月1日から12月31日

よう、なまず	まで
わかさぎ	10月1日から3月31日 まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種	四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	6,000
			1日	800
乙種		釣り	1年	4,000
			1日	500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
----	-------	--------	----	-------

全魚種	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000
-----	--------------	------	----	-------

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

（3）遊漁承認証名

（4）発行者名

（5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項及び第8条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）発行者名

（4）その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉県北部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

九 埼玉東部漁業協同組合共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

ロ 漁業権の免許番号

共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、うなぎ竹筒及び類似の筒（以下「うなぎ竹筒」という。）、四つ手網、投網、置ばり及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
釣り	道糸3本以内

- 3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
-------	-------

中川（八潮市圻（東京都境）、圻川合流点から上流 200 m までの区域）	1 月 1 日から 1 月 31 日まで
大場川（八潮市古新田（東京都境）、中川合流点から上流 100 m までの区域）	
元荒川（越谷市相模町、瓦曾根堰上流 20 m から下流 50 m までの区域）	
元荒川（さいたま市岩槻区末田、末田須賀堰上流 50 m から下流 110 m までの区域）	
権現堂川（幸手市権現堂、中川合流点（越流堤）から上流 200 m までの区域）	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
大落古利根川（松伏町松伏、寿橋から下流 100 m までの区域）	1 月 1 日から 1 月 31 日まで
葛西用水路（逆川用水（越谷市東大沢、新内橋から越谷市大沢、地藏橋までの区域））	
東京葛西用水（越谷市西方、瓦曾根取入口から下流 200 m までの区域）	

（全長制限）

第 7 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18 センチメートル
うなぎ	26 センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第 8 条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の 1 年とは 3 月 1 日

から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
特種	全魚種	四つ手網、投網、さ手網(間口1m未満)、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	8,000
			1日	1,000
甲種		四つ手網(間口3m以下)、投網(円周20m未満)、さ手網(間口1m未満)、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	5,000
			1日	700
乙種		釣り	1年	4,000
			1日	500

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名(期間を1年とする遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十 入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

ロ 漁業権の免許番号

共第七号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項の遊漁料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則又は奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸1本

- 3 この漁場の区域内では、日没から日の出までの間は、遊漁してはならない。
- 4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行われなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
------	--------

あゆ	組合が定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては1月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から10月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁してはならない。

2 魚類保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁してはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あゆ	10センチメートル
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。		1日	1,200 現2,000

特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。		1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 前条各項の規定にかかわらず、埼玉県区域において、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）	区域
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000	埼玉県の区域内

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

（3）遊漁承認証名

（4）発行者名

（5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項及び第8条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求

があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、奥多摩漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則及び奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十一 入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

東京都青梅市御岳二丁目三百三十三番地

ロ 漁業権の免許番号

共第七号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項の遊漁料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則又は奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸1本

- 3 この漁場の区域内では、日没から日の出までの間は、遊漁してはならない。
- 4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行われなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
------	--------

あゆ	組合が定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては1月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から10月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁してはならない。

2 魚類保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁してはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あゆ	10センチメートル
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。		1日	1,200 現2,000

特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。		1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 前条各項の規定にかかわらず、埼玉県区域において、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）	区域
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000	埼玉県の区域内

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項及び第8条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求

があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、奥多摩漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則及び奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十二 埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権

遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉南部漁業協同組合

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。
- 6 第4項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県の区域で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

- 3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その納付場所は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、 やす突、釣り	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種		釣り	1年	4,000
			1日	600

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十三 埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権

遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

東京東部漁業協同組合

東京都江戸川区江戸川四丁目十六番地三十六

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 第4項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県の区域で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その納付場所は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、 やす突、釣り	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種		釣り	1年	4,000
			1日	600

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十四 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
鳥川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500 現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を撈はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十五 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
鳥川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

児玉郡市漁業協同組合

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500 現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十六 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
鳥川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉県北部漁業協同組合

埼玉県加須市騎西五十一番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500
				現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十七 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

烏川漁業協同組合

群馬県高崎市倉賀野町七百九十四番地二十四

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500 現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十八 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

東毛漁業協同組合

群馬県伊勢崎市曲輪町二十一番五号

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4 号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共 同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共 第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業 権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500
				現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。